

名古屋大学附属図書館 研究開発室

LIBST Newsletter

NAGOYA UNIVERSITY LIBRARY STUDIES

No.7 2006 (平成18) 年4月1日発行

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 TEL(052)789-5699
URL <http://libst.nul.nagoya-u.ac.jp>

名古屋電子図書館国際会議 (IADLC) 2005に参加して

小山 憲司 (東京大学情報基盤センター図書館電子化部門)

2005年8月25日。折りしも、台風12号が東海地方に近づきつつある中、新幹線が止まらないうちにと、東京を早々に出発した私は、8時過ぎには名古屋駅に到着した。ところが、名古屋では雨どころか、風さえもほとんど吹いておらず、少し拍子抜けしたことを記憶している。このような中、2日間の長きにわたる電子図書館国際会議が始まった。

さて、今回の国際会議は、時間(歴史)という縦軸と空間(地域)という横軸の2つの軸を柱として、さまざまな視点から電子図書館を考えさせられるいい機会となった。中でも興味深かったのは、「いかに効率よく、かつ効果的に Web 上の情報を収集、整理し、それをユーザに提供するか」ということであった。これについて、いくつかの発表を引きながら、触れてみたい。

まず、初日のキーノートスピーチ I として、杉本氏が「Challenges in Digital Libraries:Key Issues Learned from Metadata-Centric Projects at Tsukuba」と題して講演された。ここで議論の対象となったのは、Web 上の情報資源を記述するための枠組みであるメタデータをキーコンセプトに据え、いかにその情報にアクセスしやすいように付加価値をつけていくか、そのための仕組み

はどのようにすべきか、そしてそれを実現するためには何が問題であるか、といったことであった。その中で、主題をどのように表現するか、ということに焦点が当てられていたのが私には非常に印象的であった。ここでいう主題表現 (subject vocabulary) の例として、NDC や UDC といった図書館界ではおなじみの分類法から「デジタル岡山大百科」で用いられている岡山県が作成した独自分類「夢づくり分類」や子ども向けの分類まで、さまざまな分類法が紹介された。図書館がこれまで得意としていたインデクシングや目録法の思想や技術を、Web 上の情報を整理・提供するために積極的に還元していくことの必要性を強く感じさせられたのは、私だけではなかったのではないかと思う。

このことは、次のセッション 1 で発表された、LIM 氏の「Web mining : the Ontology Approach」にも通じる話である。LIM 氏は、Web サイトの構造と個々の Web ページとの関連性に着目し、そこにオントロジーによる解釈を用いることで、Web mining をより効果的に行う手法を提案している。今回の実験は、大学というある意味均一化されたコミュニティを対象にしているため、Web サイトの構造が近似していること、また発信

Contents

名古屋電子図書館国際会議 (IADLC) 2005に参加して	1	2006年春季特別展「地獄物語の世界—江戸時代の法と刑罰—」 <small>ひきだ</small> 報案	7
IADLC 2005を振り返って	2	2006年春季特別展・ギャラリートークのご案内	8
「図書館等における複製」の意味	3	彙報	8

される情報そのものの特徴が類似していることから、満足な結果が得られたようである。これを一般のWebサイトに適用していったときに、どのような枠組みが必要になるのかということには大変関心があるところである。

これと同様の発表として、鈴木氏の「Hierarchical Organization of Web Documents based on Hypertext Classification」があった。鈴木氏もLIM氏同様、大学内のWebサイトを実験フィールドとして採用、Webサイトの階層関係に注目して、その構造を解析することにより、自動的にディレクトリを再構築しようとするものである。現在、学内で生産された情報をいかに早く、しかも効率的に発信していくかというのは、どの大学でも喫緊の課題であろう。私の所属する東京大学情報基盤センターでも、学術情報ポータル「Academic Navi U-Tokyo」(通称アカナビ)によってそれを実現しようとサービスを開始したところである。本システムでは、収集した情報を言語処理技術を用いることにより、用意されたカテゴリに自動分類するという方法をとっているが、この精度をいかに向上させていくかが大きな課題となっている。今回の鈴木氏の発表から、さまざまな手法が模索されていることを知り、大変興味深く拝聴した。

そして、もう一つ触れておきたい発表がKawtrakul氏の「A Unified Framework for Automatic Metadata Extraction from Electronic Document」である。Kawtrakul

氏の発表は、電子文書からいかに自動的にメタデータを生成するかというところに焦点があたっているが、ここで特徴的なのは、タイ語の文書を対象としていることである。

文字だけでなく、音声や画像、動画など、さまざまな情報が一元的にWeb上で扱われていることは言わずもがなのことであるが、いわゆる学術情報を伝達する手段としては、文字による表現がもっともポピュラーであろう。このことは、世界中の言語をどのように扱うかという点にまで拡大する、大きな課題となる。処理対象となる言語が異なり、その文法体系が異なれば、それを処理するためのアルゴリズムは当然異なることが予想されるが、それでもなお、情報技術という汎用的な基盤の上であれば、さまざまな研究成果が相互に利用可能なのではないかと考えさせられる発表であった。

以上のことは、今回参加させていただいた国際会議のほんの一部にすぎないが、これだけでも大変有意義な会議であったことを想像していただけるかと思う。私もここで得た知識や人脈をもとに、今後の大学図書館活動に生かしていきたい。最後に、このようなさまざまな情報をご提供いただいた発表者の方々、このような機会を企画いただいたオーガナイザーの方々、そしてこの場をご提供いただき、さまざまな場面でお世話いただいた名古屋大学附属図書館の方々に感謝申し上げたい。

IADLC 2005を振り返って

8月25日、26日に、名古屋大学電子図書館国際会議 IADLC 2005 (The International Advanced Digital Library Conference in Nagoya) が、名古屋大学野依記念学術交流館において開催された。本会議は、電子図書館の新しいフロンティアの開拓を目的としており、電子図書館の現状やこれからのあり方といったものから、メタデータやデータマイニングなどの要素技術に至るまで、多岐に渡った発表が行われた。本会議には海外からの参加者を含め、多くの参加者があった。その中には、図書館関係者と情報技術者の双方が含まれており、異な

井ノ口伸人 (名古屋大学情報科学研究科)
杉木 健二 (名古屋大学情報科学研究科)

る視点からの意見が活発に交換されていたように感じた。

また、本会議には発表が行われた5つのセッションの他に、ブースにおいてデモ発表も行われた。ブースには、Adobeなどの企業だけでなく、名古屋大学の研究室からもデモを出展した。企業のデモ内容からは、紙の文書を電子化することや、大量の電子情報をより効率よく扱うことに対する社会のニーズが高まってきているということが感じられた。こうしたニーズは、例えば日本ではe文書法が施行されたことから分かるように、急速に高

まっている。こうした状況から、電子図書館の役割が今後ますます重要になっていくと考えられる。

以下では、各発表の中から特に深い興味を抱いた幾つかのプレゼンテーションについて感想を述べたいと思う。

○ Challenges in Digital Libraries Key-Issues Learned from Metadata-Centric Projects at Tsukuba-Shigeo Sugimoto (University of Tsukuba, Japan)

まず、前提として電子図書館の普及には三つの要素が不可欠だという指摘があった。三要素とはテクノロジー、コンテンツ、それにユーザの三つである。特に計算機に携わる人間はテクノロジーに目を奪われがちであり、コンテンツの充実やユーザへの普及には考えが及ばないことがあると言える。当然のことではあるが、忘れがちなことでもあると思う。

発表内容は、学位論文のリポジトリの横断的な利用の実現を目的とした、メタデータの制定についてであった。リソースを複数の領域で利用可能にするために、メタデータは各領域の必要とする共通部分の最小セットの形で制定し、各領域においては、それぞれが拡張する形で利用されるという形態を取るという話だった。最初から完成した固定的なメタデータを作成することは、事実上不可能であると考えられるので、このアプローチは妥当性が高いように思った。

○ The Eco Collection Database-Hidehiro Gamoh, Hiroshi Itsumua and Masanori Akiyama (Nagoya University, Japan)

名古屋大学図書館のエココレクションのデータベースに関する話題で、画像資料をメタデータと共にデジタル

アーカイブ化することで、画像資料に対する多角的な検索を行えるようにし、また、画像の結合、画像補正による現在の地図と過去の地図の比較など、デジタル上でしか行えないような技術を有効利用してデータベースが構築されていた。画像をただデジタル化するだけでなく、メタデータを付与したり、画像をデジタル加工することによって、今までになかった新しい図書館の形への可能性を感じた。

○ The Role of User Centered Design Process in Understanding Your Users-Andrea F. KRAVETZ (Elsevier, USA)

ユーザ中心デザイン (UCD) のプロセスとユーザを理解することが重要であるという発表であり、そのUCDのプロセスは、理解、デザイン、評価という3つプロセスを繰り返すことで行われるという説明があった。このプロセスでは、実用性、使いやすさ、学びやすさの3点に焦点を当てて行うそうだが、Elsevier社で具体的にどういう取り組みをされているかを取り上げながら説明が行われた。具体的な事例として、科学文献のナビゲーション・サービスであるScopusが取り上げられた。ただ作るだけでなく、ユーザからの視点を踏まえたユーザビリティが必要であるということが感じられ、そのための努力をすることが重要であると考えさせられる内容だった。

最後に全体を通して抱いた感想を述べる。多くの会議では専門を同じくする人の前で発表することが多く、質問者も発表者と視点が近いことが多い。しかし、本会議は参加者の専門分野が幅広いため、各発表に対して、様々な視点からの意見が上がった。こうした場は非常に貴重であると同時に有用なものであると思う。

「図書館等における複製」の意味

1. はじめに

著作権法は、第二十一条（複製権）において“著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。”⁽¹⁾と定めている。従って、著作権の保護期間内にある著作物を著作権者の許諾なくして複製することは、基本的にはでき

安井裕美子（名古屋大学教育発達科学図書室）

ない。しかしながら、著作権法では、一定の条件下においてその権利を制限することも、定めている（第五款）。第三十一条（図書館等における複製）は、その一例である。

第三十一条第一号によると、図書館等は、“図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため

に、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する”⁽¹⁾ことができる、とされている。

“公表された著作物の一部分”とは、一般に、多くとも著作物の半分までとされている^(注)。しかし、それ以上の複製を行いたい利用者に対して、図書館員が、複写機を使用せずに筆記するか、館外の複写機を使用するように指示するのをしばしば見かける。しかし、それは妥当な解釈なのだろうか。

筆記ならばよい、との主張には、次の二通りの解釈がある。

- ・ 筆記は複製に相当しない
- ・ 複製手段が私的なものであれば第三十条（私的使用のための複製）が適用されることから、複製箇所が全体に及ぶことも可能である

また、館外の複写機を利用するように、との指示は、館外であれば第三十一条第一号（図書館等における複製）が適用されず、第三十条（私的使用のための複製）が適用される、との解釈による。

本稿では、前述の解釈に対して、「筆記は複製に相当するのか」「私的な複製手段により、図書館等の施設内外で複製することは著作権法において許容され得るか」といった点に着目し、これらの主張の正当性を検証する。

2. 「複製」とは何か、「筆記」は複製に相当するのか

第二条一項十五号では「複製」を“印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること”⁽¹⁾と規定している。「筆記」は、例示されていないが、“その他の方法”に含まれると考えられる。

実際に、岡本は“方法・方式を問わず、「同じもの」が「結果として」できれば、「コピー」したことになる”⁽²⁾としており、具体例のひとつに「手で書き写す」行為を挙げている。

また、『著作権テキスト：初めて学ぶ人のために』⁽³⁾では、「複製権」とは“どのような方法であれ、著作物を「形のある物に再製する」（コピーする）ことに関する権利（下線は原文ママ）”⁽³⁾とされており、ここで例示された方法には「手書」が含まれている。

さらに、齊藤は“再製技術の制約により原著作物と複製物の間に違いが生ずることがあっても法的意味では複製

製となる。”⁽⁴⁾としている。

『著作権ハンドブック 第二版』でも、“複製とは、隅から隅まで全てそっくりに再製することばかりでなく、多少の修正増減を施す場合も含まれます”⁽⁵⁾とされている。

これらの記述から、手段を問わず、結果として類似するものが再製されればそれは複製であり、筆記であれば無制限に複製できるという解釈は成立しないことがわかる。

3. 図書館等における複製

利用者が個人的に持参した複製手段、例えば、利用者が持参した複写機や、自らの身体の一部と筆記用具といった手段を用いて、図書館等の資料を著作権者に無断で複製することは許されるのだろうか。ここでは、「図書館等における複製」の解釈を中心に考察する。

「図書館等における」という文言の解釈としては、複製の場所が必ずしも図書館等の施設内であることを意味しないこと、複製の主体が図書館等でなくてはならないことが指摘されている⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

ただし、複製を行うのは必ずしも図書館等の司書等である必要はなく、“図書館等の管理と責任において複製行為が行われることを意味している”⁽⁸⁾とされ、利用者が自ら複製を行うことを妨げるものではないとしている。

このことから、図書館等の所蔵する資料の複製は図書館等の管理下で行われるべきであり、第三十条一項は適用されないと解釈することができ、図書館外で私的な複製を行うことが正当であるとの解釈はし難い。

参考までに紹介すると、複製の主体である図書館等の管理下でない資料を図書館等に持ち込んで複製する場合には、第三十一条が適用されないとの解釈がされている⁽⁶⁾。

また、第三十条（私的使用のための複製）の趣旨は、個人や家庭内、ごく親しい友人といった限られた範囲内で使用する場合の複製を認めたものである。図書館のように不特定多数の利用者が使用する場合にも適用されるとは考えられない。

従って、図書館等の利用者は、筆記を含む利用者が持参した私的な複製手段によっても、第三十一条第一号の定める条件においてのみ、図書館等の所蔵する資料を複製することが可能である。その条件には、図書館等の管理下で複製することが含まれる。

4. 「複製する権利」が認められているわけではない

留意しなくてはならないのは、本稿で言及した第三十条、第三十一条における複製は、著作権者の複製権を制限することにより、一定の条件下において断りなく複製することを可能にしたものであり、複製する権利を認めただけではないことである。『著作権法詳説：判例で読む16章』⁽⁷⁾では、私的複製について様々な議論があるとしながらも、“創作に何ら寄与していない者に少なくとも著作権法上の権利が付与されることはないといえよう。”としている。これは、著作権の本質を的確に表している。

第三十一条については、図書館等の利用者に複製の権利を認めるものではなく⁽⁷⁾、図書館等は複製する義務を負うものではない⁽⁸⁾とした判例がある。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

5. 結論

本稿では、筆記もまた複製であると述べた。また、図書館等の資料の複製は、図書館等の管理下において行われるべきであり、著作権法の趣旨からは、第三十条一項（私的使用のための複製）は適用されないと考えられる。

従って、図書館等において、筆記であれば第三十一条第一号の定める範囲を超えて資料を複製できる、という主張は誤りである。

著作権法は、第一条によると、“文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする”法律である。この趣旨からも、著作権者の権利の制限については拡大解釈をするべきではないと考えられる。

法律もまた、時代の趨勢に応じて改正され得るものであり、現行の著作権法にも様々な批判があることを理解している。筆者が本稿を作成したのは、徒に法の解釈を追求するためではなく、著作権法の本来の趣旨を理解するためである。

図書館職員は、その職務に直接関連する第三十一条に多くの関心を寄せる傾向にある。しかしこれは、百二十四条に及ぶ著作権法の中でも、およそ例外的な「著作権の制限」を規定した部分である。末筆ながら、著作権法とは元来、著作者の権利を定めたものであることを強調しておきたい。

注

ただし『著作権法概説 第二版』⁽¹¹⁾において、“市販されている書籍に関しては、その「半分まで」の複製を許す基準は緩すぎるであろう”との指摘がある。

引用文献

- (1) 社団法人著作権情報センター. “著作権法”. 著作権データベース. (オンライン), 入手先 <http://www.cric.or.jp/db/fr/a1_index.html>, (参照2005-09-04).
- (2) 岡本薫. 著作権の考え方. 東京, 岩波書店, 2003, p.32. (ISBN4-00430-869-0)
- (3) 文化庁長官官房著作権課. “著作権テキスト：初めて学ぶ人のために”. (オンライン), 入手先 <<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/pdf/chosakutext.pdf>>, (参照2005-09-4).
- (4) 齊藤博. 著作権法. 第二版. 東京, 有斐閣, 2004, p.163. (ISBN4-641-14339-0)
- (5) 著作権法令研究会編著. 著作権法ハンドブック. 第4版. 東京, 著作権情報センター, 2001, p.37 (ISBN4-885-26034-5)
- (6) 加戸守行. 著作権法逐条講義. 四訂新版. 東京, 著作権情報センター, 2003, p.237-238 (ISBN4-88526-040-X)
- (7) 三山裕三. 著作権法詳説：判例で読む16章. 新版. 東京, 雄松堂出版, 2004, p.p.204-6 (ISBN4-8419-0355-0)
- (8) 金井重彦, 小倉秀夫. 著作権法コンメンタール. 上巻：1条-74条. 東京, 東京布井出版株式会社, 2000, p.p.387-388 (ISBN4-8109-1140-3)
- (9) “H7.4.28 東京地裁 平成06（行ウ）178 著作権行政訴訟事件”. 知的財産権判決速報. (オンライン), 入手先 <<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/A78B418D57307DB549256A7600272B97/?OpenDocument>>, (参照2005-09-4).
- (10) “H7.11.8 東京高裁 平成07（行コ）63 著作権行政訴訟事件”. 知的財産権判決速報. (オンライン), 入手先 <<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/84AF6002BC8A907C49256A7600272B2E/?OpenDocument>>, (参照2005-09-4).
- (11) 田村善之. 著作権法概説. 第二版. 東京, 有斐閣, 2001, p.234 (ISBN 4-641-14313-7)

参考資料（本稿に関連する著作権法の抜粋）

第五款 著作権の制限

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭五九法四六・一部改正、平四法一〇六・1項一部改正2項追加、平十一法七七・1項柱書一部改正一号二号追加）

（図書館等における複製）

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）

においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

第八章 罰則

（平四法一〇六・旧第七章繰下）

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作人人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第二百十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

- 二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

（昭五九法四六・全改、平四法一〇六・各号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十一法七七・一号二号一部改正、平十四法七二・一号一部改正、平十六法九二・柱書一号一部改正）

2006年春季特別展「地獄物語の世界—江戸時代の法と刑罰—」ひきふだ 報条

塩 村 耕 (文学研究科)

こんな本を作りたいなあ、と夢想している企画があります。それは、江戸時代に人と成り、維新以後まで生存し、ある程度事績の判明している人物の肖像写真を集めた写真集です。侍であれ、町人であれ、女性であれ、江戸時代の空気を吸った人の顔は、現代日本には絶対に見られない種類の、一種独特の迫力を備えています。どうしてわずか百年ちょっとの間に、日本人の顔が変わってしまったのかというと、たぶん死生観の違い—というか墮落—に由来するのでしょう。

この一葉の写真をとっくりと御覧下さい。世古延世せこのぶつぐの唯一残された肖像写真です(松阪市図書館郷土資料室所蔵)。頭が断髪なので、維新後のものです。延世は明治9年(1876)に53歳で亡くなっているのです、おおよそ50歳前後の頃と思われる。面長で知的な顔立ちに、気のせいか、若き日の熱血の名残があるようにも見えます。これが『地獄物語』の著者の姿です。



延世は伊勢松阪の人、家は酒造業を営む豪富で、和歌山藩御用達でした。国学を足代弘訓に、漢学を斎藤拙堂に学んだ、相当のインテリです。一方、尊皇攘夷の志士として諸国の士と交わり、国事に奔走しました。そして、安政6年(1859)、いわゆる安政の大獄で捕縛され、和歌山藩江戸屋敷内の揚屋あがりや、それから浅草にあった溜ためという病囚用の監獄に拘禁され、半年後に解放されます。その間、重病にも苦しみ、まさに「地獄」の中であって見聞した珍談奇談を書き綴ったのが『地獄物語』です。そこには死を覚悟した人間の透徹したまなざしが看取されます。

江戸時代の獄中の実態を知るという資料的価値の外に、同書のもつ最大の魅力は、人生上のたいへんな危機に直面しながらも、淡々と、時にユーモアを交えて描写している、著者の人間力の大きさです。牢番や同囚たちもその人柄にひかれたようで、心を開いてさまざまな話を語り聞かせています。その結果、『地獄物語』には、普通には文献に残らないような、興味深い話題が数々書き残されています。今回、所蔵先の機関や個人の御好意により、延世の著作のほぼ全てと、重要な伝記資料を一堂に集めることが出来ました。それらを通して彼の人間性に直接触れていただきたく願います。

あわせて法学研究科の神保文夫さんの御尽力により、江戸時代の法制度について、わかりやすく、かつ斬新な切り口で展示を企画していただきました。法制は社会を映し出す鏡でもあり、広く文学や歴史、文化史を考える上で目を見開かれる点が多々あるはず。個人的には、出展の法学研究科所蔵資料のうち、大阪の床髪結仲間とこかみゆいなかまが牢番を務めた制度の関連資料集と、江戸文化研究者として名高い三田村鳶魚旧蔵書で、天下一本の珍資料『博奕仕方風聞書』には、あっと驚き入りました。御一覽を強くお勧めする次第です。

2006年春季特別展・ギャラリートークのご案内

○特別展

『地獄物語』の世界
—江戸時代の法と刑罰—

4月10日(月)～5月5日(金) 10:00～17:00(土・日・祝日とも)

4月27日(木)は休館

場所：名古屋大学中央図書館4F展示室



○ギャラリートーク

4月15日(土) 13:00～15:30

場所：名古屋大学中央図書館5F多目的室

講師：塩村 耕(名古屋大学文学研究科)「ドキュメンタリー文学としての地獄物語」

神保文夫(名古屋大学法学研究科)「白洲と牢屋—江戸の裁判事情—」

主催：名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

共催：名古屋大学法学研究科、文学研究科

後援：愛知県、三重県、名古屋市、松阪市の各教育委員会

問い合わせ先：TEL052-789-3667 附属図書館情報管理課庶務掛

E-mail: shomu@nul.nagoya-u.ac.jp

彙報

2005年

6月17日～7月8日

企画展「説話(はなし)の書物」

6月24日 第16回オープンレクチャー

7月 2日 ギャラリートーク「説話集、その豊穡なる世界」

7月11日 第4回FM

8月25日～26日

名古屋大学電子図書館国際会議(IADLC)

9月12日 第5回FM

9月27日 第17回オープンレクチャー

10月14日 第1回友の会トークサロン

10月17日 第6回FM

10月21日～11月11日

秋季特別展「知の万華鏡」

10月22日 特別展講演会

11月 3日 特別展資料講座

11月14日 第7回FM

12月 1日 第18回オープンレクチャー

12月12日 第8回FM

12月16日 第2回友の会トークサロン

2006年

1月16日 第9回FM

1月31日 第19回オープンレクチャー

2月13日 第10回FM

2月17日 第20回オープンレクチャー

2月28日 AKF、学術機関リポジトリ公開

3月 9日 名古屋大学学術機関リポジトリ公開記念講演会

3月17日 第3回友の会トークサロン

3月28日 第11回FM

LIBST Newsletter No.7

編集・発行

名古屋大学附属図書館 研究開発室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL 052 (789) 3697、5699